

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を  
改正する条例

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年葉山町条例  
第202号）の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和2年5月29日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う町民生活・地域経済への影響に鑑み、町長、副町長及び教育長の期末手当を減額するため提案するものであります。

## 葉山町条例第 号

### 葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例（昭和31年葉山町条例第202号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 13 令和2年6月に支給する期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、町長にあってはその100分の20、副町長にあってはその100分の15、教育長にあってはその100分の10に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 条例の概要

## 題 名

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

## 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う町民生活・地域経済への影響に鑑み、町長、副町長及び教育長の期末手当を減額するため提案することとした。

## 2 内 容

令和2年6月に支給する期末手当の額を、町長は20%、副町長は15%、教育長は10%、それぞれ減額することとした。

## 3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 昭和31年10月6日条例第202号</p> <p>附 則</p> <p>1～12 (略)</p> <p>13 令和2年6月に支給する期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、町長にあつてはその100分の20、副町長にあつてはその100分の15、教育長にあつてはその100分の10に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。</p>	<p>葉山町特別職の職員の給与等に関する条例 昭和31年10月6日条例第202号</p> <p>附 則</p> <p>1～12 (略)</p>